



# 卓 話

## 「中小企業事業承継税制の 19年度改正について」 四谷税務署長 吉川 保弘氏

### 1. はじめに

平成18年5月1日に「会社法」が施行されました。改正会社法は、各株式の権利内容は同一であることを原則としますが、一定の範囲と条件のもとで、①すべての株式の内容を特別なものに定めることと(107条)、②権利の内容の異なる複数の種類の株式(108条)を発行することを認めています。その趣旨は、株式の多様化を認めることにより株式による資金調達が多様化と支配関係の多様化の機会を株式会社にとり与えるとしております。(神田秀樹著「会社法」弘文堂p65)



具体的には、(a)譲渡制限(譲渡について会社の承認を要すること)株式、(b)取得請求権(株主が会社に対しその取得を請求できること)付株式、(c)取得条項(会社による強制取得ができること)付株式が認められたことです。これは、権利内容としては同一であることをご理解できると思います。

次に、会社法が内容の異なる「種類」の株式として9種類に限定して種類株式を認めております。

すべての株式について特別の内容を定めるためには、定款で法の規定する事項を定めなければなりません。(107条ii) また、異なる種類株主の間で各種の権利の調整が必要となる場合が生じます。そのため、種類株主総会制度が設けられています。(321条以下) この制度制定の効果として、定款自治が拡大されて企業の選択肢が広がったと言われております。(神田秀樹前掲著P67)

このようなルールを使用して、事業承継を円滑に実施したり、あるいは企業買収といったことにも備えるということが可能となるよう私法上において整備がされていっているわけですが、そうした種類株式を贈与したり、相続したときの税務上の評価の方法が必ずしも明確ではありませんでした。利用しようとしても評価が大きなものとなるとそこは二の足

を踏むということになるものと思われましたし、中小企業者の方々からの円滑な事業承継の実現可能な税制の構築という強い要望もありました。(中小企業庁「事業承継ガイドライン」) 政府税制調査会においては、このような状況下で中小企業の事業承継に関する相続税の特別措置に関して議論を重ねてきたところです。

### 2. 税制改正案

政府税制調査会の答申を受けて、政府から平成19年度の税制改正大綱が発表されました。その中で「事業承継」に関して二つの事項が織り込まれております。第一が事業承継に関する相続時精算課税制度です。中小企業の事業承継を一層促進する観点から創設されました。第二が種類株式のうちの配当優先無議決権株式、社債類似株式、拒否権付株式についての評価方法に関する事項です。これまで種類株式についての評価が必ずしも明確でなかったのですが、3つの種類株式についての評価基準を定めたということです。

最初に「取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度」の概要ですが、『推定相続人の一人が平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に取引相場のない株式の贈与を受ける場合には、次の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与について相続時精算課税制度の適用を選択できることとするとともに、当該株式等の贈与については同制度の2500万円の非課税枠を5百万円上乗せし3000万円とする。

- (1) 当該会社の発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が20億円未満であること。
- (2) 次のすべての要件をこの特例の選択に係る贈与税の申告期限から4年を経過時において満たしていること。(a) 当該受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の50%超を所有し、かつ、議決権の50%超を有していること。(b) 当該受贈者が当該会社の代表者として当該会社の経営に従事していること』という制度内容です。

次に「取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化」です。制度の概要としては、『会社法の施行により発行要件が緩和された種類株式のうち、(1)配当優先無議決権株式、(2)社債類似株式、

(3) 拒否権付株式、についてその評価方法を明確化する。』ということです。その内容をご説明しますと、

(1) 配当優先無議決権株式（定義：総会のすべての事項について議決権を行使できない株式で、利益配当に関し優先的内容を有する種類株式）：現行評価は普通株式と同様の評価ですが、改正案は、普通株式と同様に評価するが、但し、議決権がない点を考慮し、納税者の選択により5%評価減し、その評価減分を議決権株式の評価価額に加算する評価方法を導入する（同族株主が相続により取得した株式に限るものとし、当該株式を取得した同族株主全員の同意が条件）というものであります。

(2) 社債類似株式（定義：一定期間後に償還される特定の無議決権株で配当優先権のあるもの）現行評価は定めなしですが、改正案は払込金額に基づき評価するという事です。

(3) 拒否権付株式（定義：特定の事項について株主総会の他にその種類株式を保有する株主の承認決議が必要となる株式で、当該株式を有する者は拒否権を有していることになる。最後の切り札という意味において「黄金株」と称されています。）：現行評価においては定めがありませんでしたが、改正案は普通株式と同様に評価するという事です。

### 3. まとめ

これまでの（改正前の）相続時精算課税制度の特徴は、「高齢者（65歳以上）の親が、成人（20歳以上）の子に贈与を行った場合に、2500万円までは、贈与時に課税されず相続時に相続税として精算する制度」でした。この制度を利用することによって、贈与税の負担

軽減が図れ、父と母のいずれも選択でき、合計5000万円までは非課税で利用できることです。しかし、大事なことは、納税資金の準備に時間的な余裕ができ、事業承継をしやすくなったということであろうと考えられます。また場合によっては、所得を生む財産（収益物件）を生前に贈与することによって、納税資金の備えもできることから、より一層円滑な事業承継が行うことができますし、将来相続税がかからない場合には、還付されるという利点がありました。

提案されている改正の内容は、さらに、非課税枠を500万円上積みし、贈与者の年齢も5歳引き下げられ、この制度の利用促進を誘導していることです。但し、適用贈与財産が自社株式に限定されていること、2年間に限定されていること、贈与時から4年経過後に父親はリタイアしていなければならないという条件がつけられております。

また、配当優先無議決権株式については、例えば、5%評価減できる無議決権株を発行し、経営に参画しない人にはこの無議決権株を持ってもらうということ想定していると思われれます。拒否権付株式は、単に議決において拒否権を持つだけであり、これを親子間あるいは親族関係者間で売買するときは、その経済価値は普通株式と同等と見て評価を行うということですから、その利用方法がより拡大したと思われれます。

なお、この改正案はこれから国会において議論されていくわけですので、この内容で確定しているわけではないこと、最終的には株式の評価は法律改正ではなく、国税庁長官の通達改正で行われることをお断り申し上げます。